## 平成 25 年度における契約状況のフォローアップ

平成 26 年 8 月

独立行政法人国立がん研究センター

## 1. 平成 22 年度と平成 25 年度に締結した契約の状況

(単位:件、億円)

	平成 22 年度		平成 25 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(69.5%)	(81.0%)	(67.5%)	(88.9%)	(24.0%)	(24. 9%)	(75. 7%)	(81.8%)
	258	196. 9	320	245. 9	62	49. 0	281	198. 8
企画競争・公募	(2. 2%)	(1.1%)	(2.1%)	(1.4%)	(25.0%)	(44.5%)	(2. 2%)	(1.1%)
	8	2. 7	10	3. 9	2	1. 2	8	2. 7
競争性のある	(71. 7%)	(82. 1%)	(69.6%)	(90.3%)	(24. 1%)	(25. 1%)	(77. 9%)	(82. 9%)
契約(小計)	266	199. 6	330	249. 8	64	50. 2	289	201. 5
競争性のない	(28. 3%)	(17. 9%)	(30.4%)	(9. 7%)	(37. 1%)	(△38.1%)	(22. 1%)	(17. 1%)
随意契約	105	43. 4	144	26. 9	39	△16.6	82	41. 6
合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(27.8%)	(13.8%)	(100%)	(100%)
	371	243. 1	474	276. 7	103	33. 6	371	243. 1

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の()書きは、平成25年度の対22年度伸率である。
- (注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画である。

## 2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

既に一般競争入札等に移行できるものはすべて移行しているが、機器の安定動作や安全性の確保のため相手方が限られる場合やデータの整合性を保つため相手方が限られる場合など、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約が残っているため。なお、競争性のない随意契約によらざる得ない契約は、高額医療機器や病院情報システムに係る保守契約、研究データの複数年度にわたる解析等業務等である。

## 3. 一者応札・応募の改善状況

(単位:件、億円)

		平成 22 年度	平成 25 年度	比較増△減	
2者以上	件数	174 (68.5%)	265 (85.8%)	91 (52.3%)	
	金額	136.0 (72.5%)	192. 7 (82. 7%)	56.7 (41.7%)	
1者以下	件数	80 (31.5%)	44 (14. 2%)	△36 (△45.0%)	
	金額	51.7 (27.5%)	40. 2 (17. 3%)	Δ11.5 ( Δ22.2%)	
合 計	件数	254 (100.0%)	309 (100%)	55 (21.7%)	
	金額	187. 7 (100. 0%)	233. 0 (100%)	45. 3 (24. 1%)	

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った係数である。
- (注3) 比較増△減の() 書きは、平成25年度の対22年度伸率である。

- 4. 一者応札、一者応募に係る改善方策 (URL http://www.ncc.go.jp/jp/choutatsu/kohyo/pdf/kaizen.pdf)
- 5. 法人と一定の関係を有する法人(関係法人等)との契約状況

平成25年度において公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

- (注1)「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長)により、平成23年7月1日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。 (注2)関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。
- (1) 関係法人:次の①及び②のいずれにも該当する法人
  - ①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。
  - ②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。
- (2) 特定関連会社:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第107に規定する会社(当法人が議決権の過半数を所有等)
- (3) 関連会社:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第118に規定する会社(当法人が議決権の100分の20以上を所有等)
- (4) 関連公益法人等:「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第129に規定する公益法人等(理事のうち当法人 OB が占める割合が 3 分の 1 以上等)